

瑞穂町駅伝競走大会 スタート・ゴール

主催 瑞穂町教育委員会 主管 瑞穂町体育協会（瑞穂町）

2012 2
No. 601

広報

みずほ



駅伝競走大会

1月15日、102チームの参加のもと行われました。
選手たちは真冬の寒さにも負けず精一杯走ってたすきをつなぎ、熱戦を繰り広げました。
(関連記事 15 ページ)

おもな内容

所得税の確定申告	町・都民税の申告受付	2・3
みずほ伝言板	平成22年度末の町の財政状況 ちよこつと共済 ほか	4~9
インフォメーション	付加保険料の申し出は大変お得です 振り込み詐欺にご注意を！ ほか	10~13・16
福祉	あすなる児童館 要介護認定を受けている方へ ほか	17~20
教育委員会からのお知らせ	町立小・中学校の入学通知書は届きましたか 地球のステージ5 ほか	21~23

所得税の確定申告

所得税の確定申告をしなければならぬ方

【事業所得や不動産所得などがある場合】
 ◎平成23年中の事業所得や不動産所得など所得金額の合計が、基礎控除やその他の所得控除の合計額を超える方
 【サラリーマン等の給与所得者】
 ◎平成23年中の給与等の収入金額が2000万円を超える方
 ◎給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
 ◎2方以上から給与等の支払いを受けている方
 【同族会社の役員またはその他親族等の場合】
 ◎同族会社からの給与のほかに、次の収入のある方
 ①同族会社からの配当、同族会社への貸付金の利息
 ②不動産、動産、営業権など賃借料
 ③機械、器具などの使用料
 【納税について】
 納期限は、申告期限と同じ3月15日(木)です(納期限に遅れて納付すると延滞税が掛かる場合があります)。納税には便利な口座振替をご利用ください。手続きは3月15日(木)までに、青梅税務署または、金融機関でお願いします。

確定申告をすると所得税が還付される方

給与所得者で確定申告をする必要のない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
 ◎雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができます
 ◎年の途中で退職し、その後再就職していないため、年末調整を受けていない方
 ※確定申告をする必要のない方が還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、それを含めて申告しなければなりません。
 ※還付を受けるための申告は、税務署では2月16日(木)以前でも受け付けています。

◎介護保険のサービス利用料が、確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。
 ◎介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様、社会保険料控除の対象となります。
 問合せ 高齢課 TEL 557-0594
 ※還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

●公的年金の申告について

平成23年分の公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下でかつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。ただし、所得税の確定申告が必要のない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
 住民税に関することは、お住まいの市町村にお尋ねください。
 問合せ 税務課 TEL 557-7519

●個人事業者の消費税等について

平成23年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、4月2日(月)までです。
 なお、青梅税務署では、所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を次のとおり設置しています。
 開設期間 4月2日(月)まで
 (土日、祝日を除きます)。
 ただし、2月19日(日)と2月26日(日)は開場しません。
 受付時間 午前8時30分から
 (提出は午後5時まで)
 相談時間 午前9時から午後5時まで

臨時受付窓口も利用いただけます

日程 2月19日(日)・26日(日)
 時間 午前9時～午後5時
 場所 青梅税務署
 ※当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。なお、19日(日)は青梅マラソン開催に伴う交通規制のため、税務署の駐車場は使用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

青梅税務署・税理士会による確定申告相談日程

日程	場所	受付時間	主催	その他
2月 8日(水)・9日(木)	瑞穂町民会館2階ホール 瑞穂町石畑1875	午前9時30分～11時 午後1時～3時	税務署	○来場される場合は、前年の確定申告書の控えを必ずご持参ください。 ○譲渡所得・贈与税の相談は、税務署でご相談ください。 ○各会場の混雑具合によっては、早めに締め切ることもありますので、ご了承ください。
2月17日(金)	羽村市役所 (東庁舎4階大会議室) 羽村市緑ヶ丘5-2-1	午前9時～10時30分 午後1時～3時	税理士会	
2月 6日(月)・7日(火) 16日(木)～24日(金) (土・日曜日は除きます)	福生市役所(第1棟2階会議室) 福生市本町5			
2月16日(木)～27日(月) (土・日曜日は除きます)	あきる野市役所(1階) あきる野市二宮350			
2月16日(木)～21日(火) (土・日曜日は除きます)				

問合せ 青梅税務署
TEL 0428(22)3185

町・都民税の申告受付

所得税の確定申告も併せて受け付けます。ただし、土地・家屋・株式などの譲渡所得、青色申告、農業、営業などの所得、消費税、相続税、贈与税は青梅税務署に直接申告してください。

期間 2月16日(木)～3月15日(木)
 (土・日曜日は除きます)
 受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
 場所 町民会館ホール

町・都民税の申告をしなければならぬ方

平成23年度に申告をしていただいた方などに、申告書を郵送します(2月初めに発送予定)。
 申告書が届かない方は税務課または申告会場に用意してありますので、お申し出ください。

- ◎給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方(勤務先でお確かめください)
- ◎事業、不動産、配当、年金などの所得があった方で、所得税の確定申告をする必要がない方
- ◎国民健康保険に加入している方

※所得のなかった方も申告を

申告書裏面の「収入のなかった方」の欄へ記入しご提出ください。申告されない「非課税証明書」の交付を受けられません。

申告に持参するもの

- ①印鑑
 - ②所得を証明するもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など)
 - ③社会保険料・生命保険料・地震(長期損害)保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金・個人年金保険料および医療費控除等の領収書、または支払った額を証明できるもの
 - ④医療費控除には必ず領収書が必要ですので、あらかじめ病院ごとに合計金額を計算しておいてください。
 - ⑤障害者控除を受ける方は、手帳等証明する書類
- ※申告書は郵送でも受け付けます。

問合せ 税務課 TEL 557-7519

役場周辺の駐車場のご案内



午前中は大変混みますので、午後の受付をお勧めします。また、申告期間中の役場駐車場は大変混みあいますので、車でのご来場はなるべくお控えください。

出張受付をご利用ください

日程	場所	受付時間
2月3日(金)	長岡コミュニティセンター	午前9時～11時 午後1時～4時
2月7日(火)	元狭山コミュニティセンター	※午前中は大変混みます。午後の受付をお勧めします。 ※混雑具合によっては、早めに受付を締め切ることもありますので、ご了承ください。
2月10日(金)	武蔵野コミュニティセンター	

行政コスト計算書

●行政コスト計算書

地方自治体の行政活動は、貸借対照表で明らかにされる資産・負債等の状況だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政活動が大きな比重を占めています。

この行政サービスの1年間の状況を性質別コスト、目的別コストに分類したものが行政コスト計算書です。

●行政コスト計算書から分かること

【行政コスト】

- 人に掛かるコストは前年度比較7.2%の減少で、貸借対照表における退職組合積立金の皆減により、退職手当引当金繰入等が大きく減額したことが主な理由です。また、職員の給料、期末・勤勉手当の引き下げにより、賞与引当金繰入額も減少しました。
- 物に掛かるコストは前年度比較で2.8%の減少で、物件費においてプレミアム付商品券事業実施委託料が大きく減額したこと、維持補修費で道路維持補修委託料が減額したことなどが主な理由です。
- 移転支出的コストは社会保障給付が子ども手当などの要因で増額した一方で、補助金等では定額給付金の皆減が主な要因で減額となり、結果的に前年度とほぼ同額となりました。

- その他のコストは前年度比較で133.7%の増加で、貸借対照表における資産の部で回収不能見込額が増額したこと、同じく貸借対照の負債の部で長期未払金が増額したことが主な理由です。

【経常収益】

- 経常収益は前年度比較で2.5%の減少で、町営住宅使用料が減少したことが主な理由です。

◎分析

人に掛かるコストおよび物に掛かるコストで削減しているものの、その他のコストが増額したことにより、行政コスト全体では前年度比較で5.2%の増加となりました。経常行政コストに占める経常収益の割合は2.2%にすぎず、経常行政コストの多くが受益者負担金以外の地方税などで賄われています。

人に掛かるコストとは

行政サービスを担う町職員に要する費用で、人件費や退職手当引当金繰入等を計上しています。

物に掛かるコストとは

行政サービスの提供に必要な消費的な経費や、バランスシートに計上された有形固定資産の減価償却費などです。

移転支出的なコストとは

個人や団体に支出して効果が出てくるような費用で、社会保障給付、補助金等、他会計等への支出額、他団体への公共資産整備補助金等を計上しています。

その他のコストとは

上記の三つに属さない費用で、支払利息、回収不能見込計上額、その他行政コストを計上しています。

【経常行政コスト】 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

区分	金額	町民一人当たり	
人に掛かるコスト	①人件費	17億7,045万円	52,703円
	②退職手当引当金繰入等	160万円	48円
	③賞与引当金繰入額	6,827万円	2,032円
	小計	18億4,032万円	54,783円
物に掛かるコスト	①物件費	21億4,909万円	63,974円
	②維持補修費	7,984万円	2,377円
	③減価償却費	13億3,757万円	39,817円
	小計	35億6,650万円	106,168円
移転支出的なコスト	①社会保障給付	22億8,381万円	67,984円
	②補助金等	18億3,087万円	54,502円
	③他会計等への支出額	15億3,956万円	45,830円
	④他団体への公共資産整備補助金等	3億7,987万円	11,308円
小計	60億3,411万円	179,624円	
その他のコスト	①支払利息	7,153万円	2,129円
	②回収不能見込計上額	5,863万円	1,745円
	③その他行政コスト	14億3,444万円	42,701円
	小計	15億6,460万円	46,575円
経常行政コスト	A	130億 553万円	387,150円

【経常収益】

使用料・手数料	B	2億 666万円	6,152円
分担金・負担金・寄附金	C	7,858万円	2,339円
経常収益(B+C)	D	2億8,524万円	8,491円

純経常行政コスト(A-D)	127億2,029万円	378,659円
---------------	-------------	----------

※町民一人当たりの金額は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口(=33,593人)で計算しています。



平成22年度末の町の財政状況

貸借対照表(バランスシート)

●貸借対照表

貸借対照表とは、町の資産や負債(町の借金)などの状況を一覧表にまとめた報告書のことです。借方と貸方が同額になって釣り合うことから、バランスシートと呼ばれています。

これを見ると、町が資産(建物や土地など)をどのくらい保有し、その資産を得るためにどのくらい国や都から補助金をもらったり、借金をしたりしたのかが分かります。

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

借 方	
【資産の部】	
1 公共資産	
(1)有形固定資産	564億5,273万円
①生活インフラ・国土保全	276億6,629万円
②教育	189億3,246万円
③福祉	31億7,182万円
④環境衛生	13億4,358万円
⑤産業振興	2億2,542万円
⑥消防	7億9,707万円
⑦総務	43億1,609万円
(2)売却可能資産	1億6,300万円
公共資産合計	566億1,573万円
2 投資等	
(1)投資及び出資金	1,868万円
①投資及び出資金	1,868万円
②投資損失引当金	0円
(2)貸付金	0円
(3)基金等	63億 478万円
①退職手当目的基金	0円
②その他特定目的基金	63億 478万円
③土地開発基金	0円
④その他定額運用基金	0円
⑤退職手当組合積立金	0円
(4)長期延滞債権	2億5,673万円
(5)回収不能見込額	△4,296万円
投資等合計	65億3,723万円
3 流動資産	
(1)現金預金	37億9,322万円
①財政調整基金	29億4,119万円
②減債基金	3億6,753万円
③歳計現金	4億8,450万円
(2)未収金	1億 596万円
①地方税	1億2,650万円
②その他	82万円
③回収不能見込額	△2,136万円
流動資産合計	38億9,918万円
資産合計	670億5,214万円

貸 方	
【負債の部】	
1 固定負債	
(1)地方債	52億 919万円
(2)長期未払金	16億3,426万円
①物件の購入等	0円
②債務保証又は損失補償	0円
③その他	16億3,426万円
(3)退職手当引当金	19億1,577万円
(4)損失補償等引当金	0円
固定負債合計	87億5,922万円
2 流動負債	
(1)翌年度償還予定地方債	3億5,545万円
(2)短期借入金(翌年度繰上充用金)	0円
(3)未払金	1億7,855万円
(4)翌年度支払予定退職手当	0円
(5)賞与引当金	6,827万円
流動負債合計	6億 227万円
負債合計	93億6,149万円
【純資産の部】	
1 公共資産等整備国都補助金等	138億2,005万円
2 公共資産等整備一般財源等	453億5,767万円
3 その他一般財源等	△16億 636万円
4 資産評価差額	1億1,929万円
純資産合計	576億9,065万円
負債・純資産合計	670億5,214万円

●貸借対照表から分かること

【資産の部】

- 公共資産は前年度比較で3.1%の増加で、持続性のある社会基盤整備が行われています。
- 投資等は前年度比較で2.3%の増加で、鉄道会社からの特別土地保有税の納付があったことにより、公共施設建設基金の積み立てを行ったことが主な理由です。また、退職手当組合積立金で退職手当組合が保有する年度末の資産について、町の持分相当額が平成22年度はマイナスとなったため、皆減となりました。
- 流動資産は前年度比較で37.5%の増加で、これも、特別土地保有税の納付により、財政調整基金の積み立てを行ったことが主な理由です。財政調整基金は、将来の収入源や不測の支出に備えて積立している基金であり、この残高が多ければ今後の財政運営に柔軟性を持つといえます。

【負債の部】

- 固定負債(長期的なもの)は前年度比較で11.8%の増加で、長期未払金において西多摩郡町村電算共同システム委託、精神障害者地域活動支援センター指定管理者委託、むさしの保育園指定管理者委託の債務負担行為が新たに発生したことが主な理由です。
- 流動負債(短期的なもの)は前年度比較で7.9%の減少で、翌年度償還予定地方債において特別土地保有税の納付により繰上償還を行ったこと、未払金において心身障害者(児)福祉センター指

定管理者委託、シルバーワークプラザ指定管理者委託、精神障害者共同作業所指定管理者委託、産業会館指定管理者委託の債務負担行為の更新があったことが主な理由です。

【純資産の部】

- 純資産は、[資産の部]から[負債の部]を引いたものであり、前年度比3.7%の増加となりました。
- 資産の部における公共資産と投資等の合計631億5,296万円に対して、約21.9%を国都補助金等、約6.1%を地方債などで賄い、残りの約72%を一般財源等により負担してきたこととなります。
- その他一般財源等のマイナス16億636万円は、平成23年度以降の負担額のうち16億636万円については、使途がすでに拘束されていることとなります。マイナス額が大きいは好ましいことではありませんが、多くの自治体がマイナスになるといわれています。

◎分析

有形固定資産の増加、特別土地保有税の納付による財政調整基金への積み立ての増加などにより資産合計は増加となりましたが、その一方で、新たに発生した債務負担行為による長期未払金の増加で負債合計も増加となりました。資産合計に占める負債合計は約14%となっています。